

令和8年3月吉日

PTA 会員の皆様

小平市立小平第二中学校

令和7年度 PTA 会長

## 小平二中臨時総会（書面議決）報告

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

先日 G o o g l e フォームにてご回答いただきました P T A 臨時総会の結果について、下記のとおりご報告いたします。

### 1 議決結果

PTA 会員数 446名

回答数 266名

会則第12条3により、全会員の8分の1以上の回答をもって、本総会は成立いたしました。

	賛成	反対
第一号議案 PTA 会費の徴収停止	264	2
第二号議案 本部役員の定員変更	264	2
第三号議案 各委員の免除規定の変更	256	10

会則第18条1により、会則の改正は総会において出席者の3分の2以上の賛成をもって承認され、全ての議案が成立したことをご報告いたします。

### 2 ご意見・ご質問への回答

議決書とともに8名の方から貴重なご意見をいただきました。今後の PTA 運営の参考とさせていただきます。ありがとうございました。

〈第一号議案について〉

Q.会費について、0円にすること自体は理解できますが、年度ごとに会費が変動する運用は恣意的に見え、組織としての安定性・予見可能性を損なうおそれがあります。原則となる会費額や、減額もしくは0円とする場合の条件を文明化すべきと考えます。

A.現状の PTA 活動の実態を鑑みて、会費を徴収する必要がないと考えています。予算案を作成する際に会費徴収の有無を検討するものとします。

〈第三号議案について〉

Q.3年間しかない中で、生徒在籍中委員を1度勤めたら免除の方が公平性があると思います。委員長か、委員かの違いを出す為かとも思いますが、委員をやる方、やらない方で考えたら、1度勤めたら、免除の方が全体的に見たかんじでは公平性があると考えます。

Q.委員免除規定について、公平性を高める趣旨は理解します。しかし、一般委員は翌年1年間のみ免除とし、委員長・副委員長は在籍中免除とする差について、合理的な根拠が十分に説明されていない点が問題だと考えます。差を設けるのであれば、負担や責任の違いを明確に示し、会員が納得できる説明が必要だと考えます。

Q.第3号議案については、一年生で役員を引き受けてくれた方のみ、2度目の役員になる可能性が生じてしまうので、公平ではないと感じました。

Q.第三号議案について、一般委員についても在籍中免除で問題ないと思うから。結局は子供が一年生時に委員をした方が対象の議案内容であり、三年時にまた委員を務めなくてはいけないかもしれないという負担を背負う必要はないと思います。未経験者から選出すればいいと思う。

Q.負担は違えど委員を1年間務めています。在籍中を翌年1年に変更するのは何もやらないで終える方との公平性が無さすぎて、余計に委員をやりたがらないのではないかと思います。

Q.免除規定の変更について反対です。今年度から「複数回の委員選出を回避する策」が実施されました。その理由は、一度も選出されずに卒業する会員が多くいる中、複数回選出される会員がいたためです。昨年度の本部の方はこの不公平な状況の改善に動いて下さり、会則第4条『会員は(略)～すべて平等の権利と義務を持つ』に基づいた選出方法が成立しました。以前の不公平な選出方法は会則に記載はなく、慣習的に行われていました。新しい会則を文章化するにあたっては、慎重に議論を重ねました(会則に反する、一部の会員に負担がかかる新たな会則は作れず、仮に採決で可決されても無効になってしまうからです)。もちろん本部、委員会の役職によって、仕事の量や責任の重さは平等ではありません。毎年改善のため議論がされており、今後も検討が必要などあると思います。ここでの不平等は選出回数です。今回の変更案では、1年時に委員に選出された方が、3年時にも選出される可能性があり、在学期間が3年にも関わらず、2度も選出されることです。4月の委員選出では、本部の方のご尽力、各委員会の方の協力のもとスムーズに進んでいました。PTAの非会員が増えているのは事実ですが、候補者が足りない状況にはありませんでした。なぜならこの数年、委員会自体や委員の数を削減する対応をとってきたためです。平等な選出方法を維持していくことが、PTA会員の減少を防ぐ一つの手立てにもなるのではないのでしょうか。また本当に候補者が少なくなりクラスごとの偏りの心配がでてきた場合は、学年全体で補う仕組みなど(基本は各クラス1人選出だが、候補者がいない場合は学年で補う)を考えることも一つではないかと思われます。

Q.免除期間が翌年 1 年間ですとやらない方、2 度やる方が出てくるのではないかと思い公平性に疑問を感じます。

A.本部役員、委員会長、副委員長の役職とそれ以外の委員は、仕事の量や責任の重さは同じではありません。委員に選ばれても、ほとんど仕事をせずに 1 年間で終える方もいます。そこで、仕事の量や責任の重さに応じて、免除期間に差を設けます。本部役員および委員の立候補者がいない場合に行われるくじ引きの際は、未経験者から順番に対象とするなどの対応は検討します。ただし、会員数が減少しているため、委員を 2 回行う可能性はあります。

Q.第 3 号議案の細則改正案の部分ですが、3 行目の始めの部分が「委員」ではなく、「役員」ではないかと思えます。こちらの勘違いでしたら無視してください。

10 各委員に選出された者は、委員を務めた翌年 1 年間、役員を免除される権利を有する。各委員長及び副委員長に選出された者は、当該生徒の在籍中、委員を免除される権利を有する。 →この最後に出てきた「委員」の部分です。

A.ご指摘ありがとうございました。ご指摘の通り「役員」です。

ご不明な点やご質問がございましたら、以下のメールアドレスにご連絡ください。

令和 7 年度 PTA 本部メールアドレス [kodaira2chu.pta2025@gmail.com](mailto:kodaira2chu.pta2025@gmail.com)